



**Q** 人手不足により、各種手続きのため行政機関の窓口へ行く時間の確保が難しくなっています。電子申請で労働保険の手続きができて

ると聞きましたが、簡単に利用できるものでしょうか？

**A** 「電子申請」とは、インターネットに接続されたパソコン等を使い、行政機関の各種手続きを電子的に行うことです。労働保険に関する申請や届け出も、書面での手続きではなく「電子申請」を使うこと

## 簡単・便利！ 労働保険の手続きは電子申請で

で、インターネットを経由して簡単・便利に手続きできます。

(e-gov.go.jp) を利用する準備が必要です。ネット接続できるパソコン等と電子証明書またはGヒズID取得で手続きが可能となります。

電子申請のメリットは、①行政機関に向く往復時間や窓口での待ち時間がなくなること②24時間365日いつでも手続きが可能であること③申請・届け出用紙を入手する必要がなくなること④2度目の手続きから入力作業は変更と修正だけ

電子申請体験コーナー」を常設し、専門の相談員による説明を行っています。また、厚生労働省ホームページの「労働保険の電子申請説明動画」等で分かりやすく説明していますので、活用ください。(https://www.mhlw.go.jp/)。

等があげられます。電子申請を利用するには、総務省が運営するポータルサイト「電子政府の総合窓口（e-GO）」(https://www.v)「電子申請を」利用

ください。

鳥取労働局総務部労働保険徴収室 電話0857(20)1702  
 H A N T U N N https://site.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/home.html